

※本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです。

## 平成30年度介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅱ】

### 開催要項

#### 1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得することにより、資質の向上を図ることを目的とします。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の習得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とします。

#### 2 実施主体 島根県

#### 3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

#### 4 受講対象

##### (1) 介護支援専門員専門研修【専門研修課程Ⅱ】

原則として、介護支援専門員として実務し、専門研修課程Ⅰを修了している者であって、就業後3年以上の者とする。

##### (2) 介護支援専門員更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅱ】

実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事している者又は従事していた経験を有する者）であって、介護支援専門員証の有効期間が平成30年12月から平成33年3月に満了する者

#### 5 期日・会場・定員

		期 日	会 場	定員
松 江	I 期	9月4日(火)～9月5日(水)	くにびきメッセ 1階 多目的ホール (松江市学園南1丁目2-1)	300 名
	II 期	9月20日(木)～9月21日(金)		
	III 期	10月15日(月)～10月16日(火)		
	IV 期	11月5日(月)～11月6日(火)		
浜 田	I 期	9月10日(月)～9月11日(火)	いわみーる 4階 401研修室 (浜田市野原町1826-1)	150 名
	II 期	10月1日(月)～10月2日(火)		
	III 期	10月25日(木)～10月26日(金)		
	IV 期	11月14日(水)～11月15日(木)		

#### 6 研修内容 別紙 日程表のとおり

## 7 申込方法

申込期間：平成 30 年 6 月 22 日（金）～7 月 27 日（金）

提出書類：<全員必ず提出する書類>

① 受講申込書 ②介護支援専門員証（写）

<初めての更新の方>・・・上記①②に加えて提出してください。

○介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅰ】修了証(写)

※今年度の介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅰ】を受講中の方は受講申込書の「更新に係わる研修の修了状況」の「受講中」にチェックをお願いします。

<2回目以降の更新の方>・・・上記①②に加えて提出してください。

○前回の介護支援専門員証の更新に係わる研修の修了証（写）

※前回の介護支援専門員証の更新が介護支援専門員更新研修(実務未経験者)、介護支援専門員再研修の方は、現在の介護支援専門員証の有効期間中に専門研修・更新研修【専門研修過程Ⅰ】を受講している必要がありますので、該当の方は専門研修・更新研修【専門研修過程Ⅰ】の修了証（写）も合わせて添付して下さい。

※申込者数が定員を超過した場合は、申込受付を締切日前に終了させていただく場合があります。

## 8 受講決定・受講料等

(1) 受講を決定した場合、受講申込者の現住所宛に「受講決定通知書」を送付します。(平成 30 年 8 月上旬発送予定)

(2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください(振込手数料はご負担ください)。

また、本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。

受講料： 8,000 円    テキスト代： 3,990 円    ※テキストは研修初日にお渡しします

[使用テキスト]『2訂介護支援専門員研修テキスト(専門研修課程Ⅱ)』(一般社団法人日本介護支援専門員協会)

(3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、振込期限日の午後 5 時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。(テキスト代は返金できません。また、返金にかかる振込手数料は申込者負担となります)

## 9 修了認定

(1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には島根県知事名の修了証明書を交付します。

(2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、別会場又は翌年度での代替受講を認めることがあります。(証明書等の提出が必要です)

(3) 修了認定は研修終了後に行いますので、修了証書の即日発行はできません。ただし、修了日

は研修終了日となります。

- (4) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は終了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

## 10 事例提出について

研修受講にあたり、各科目に応じた事例を各自準備することを必須とします。別紙「事例の提出について」を参照の上、あらかじめご準備ください。(受講決定通知にて再度ご案内いたしますので、受講申し込み時での提出は不要です。)

## 11 その他

- (1) 昼食は500円(税込)で斡旋します。研修当日の開始前に業者が弁当券を販売します。
- (2) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (3) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あて一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (6) インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (7) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

## 12 問い合わせ等

### 《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 施設サービスグループ TEL 0852-22-5928

### 《日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(福祉人材センター) 担当:加納・加藤  
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

<https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提